

一般社団法人奈良市手をつなぐ親の会・奈良美鹿の会定款

令和 2年1月17日

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人奈良市手をつなぐ親の会・奈良美鹿の会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を奈良市に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は文化と歴史がある奈良において、障害の有無にかかわらず、働き、学び、楽しみ、健康で豊かに暮らすことができる街となるよう、また、鹿と人がともに生きるという奈良の財産を守り発展させることを目的に、以下の事業をおこなう。

1. 人、暮らし、行事など奈良市の魅力の情報収集と情報発信
2. 各種団体及び行政からの委託事業
3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
4. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
5. 障害者の就労支援、所得保障に資する事業
6. 動物保護施策の企画立案及び実施
7. 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆に見えやすい場所に掲示する方法によりおこなう。

第 2 章 社 員

(入 社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退社したとき
- ② 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- ③ 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- ④ 1年以上会費を滞納したとき
- ⑤ 除名されたとき
- ⑥ 総社員の同意があったとき

第3章 社員総会

(構 成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(開 催)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第12条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第14条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議 長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役 員

(役 員)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

① 理事 5名以内

(選 任)

第18条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 当法人に理事が2名以上いるときは代表理事1名を置き、社員総会によって定める。

3 理事が1名の場合は、当該理事を代表理事とする。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第21条 理事は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行なわれた社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第22条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第24条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入又は支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

第6章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第25条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解 散)

第26条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第27条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第28条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

奈良市角振町40番地

設立時代表理事 小西 英玄

(設立時社員の氏名及び住所)

第29条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

1. 住 所 奈良市角振町40番地
氏 名 小西 英玄
2. 住 所 大阪市生野区中川3丁目3番11-1010号
氏 名 佐藤 宣三郎
3. 住 所 大阪府堺市北区野遠町386番地4
氏 名 河村 彦尚
4. 住 所 大阪府大東市川中新町7番204号 重川方
氏 名 勝本 彰
5. 住 所 大阪市阿倍野区橋本町2番30号BASE88 1階
氏 名 中北 清

6. 住 所 京都市左京区山端壺町田町 8 番地 8 0
ローズマンション修学院 4 0 1
氏 名 越川 友幸

(法令の準拠)

第30条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人奈良美鹿の会設立に際し、設立時社員小西英玄外 5 名の定款作成代理人である司法書士谷松生は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和 2 年 1 月 1 7 日

設立時社員 小西 英玄

設立時社員 佐藤 宣三郎

設立時社員 河村 彦尚

設立時社員 勝本 彰

設立時社員 中北 清

設立時社員 越川 友幸

上記設立時社員 6 名の定款作成代理人

司法書士 谷 松 生